

諮問日：和5年12月11日（別総第384号）

答申日：令和6年3月21日（答申第1号）

答申書

1 審査会の結論

開示請求のあった文書のうち、不存在を理由として次に掲げる文書を不開示とした決定は妥当である。

- (1) 林地台帳、令和5年度の森林調査簿
- (2) 2023年度中に修正された〇〇〇に関する林地台帳の修正日及び修正理由が分かる書類
- (3) (2)の林地台帳に関わる森林の関係資料（調査報告書など）
- (4) 2022年度に回答した〇〇〇に関する意向調査について、調査後の結果の利用状況が分かる資料
- (5) 2022年度に回答した請求者の意向調査について、回答後の結果の利用状況が分かる資料
- (6) 2022年6月17日に別海町役場で開かれた説明会において、請求者と〇〇〇への説明状況と水産みどり課前課長が使われた航空写真等が分かる資料
- (7) 2022年8月中旬に森林現場において、請求者と森林を調査していた水産みどり課前課長、根室振興局森林室長等との会話状況等が分かる書類
- (8) 地域森林整備計画の対象民有林、林小班「〇〇〇」の森林に関する最新の調査報告書等
- (9) 〇〇〇及び〇〇〇名義の森林に係る書類全て（例：登記簿、森林組合登記簿、森林組合と別海町でやり取りした書類など）
- (10) 〇〇〇及び〇〇〇と森林組合及び別海町との金銭のやり取りに係る書類及びその金銭の使途がわかる書類全て

2 審査請求の概要

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、審査請求人が行った開示請求（令和5年9月19日、令和5年10月5日、令和5年10月19日）に対し、別海町長が行った不存在を理由とする不開示決定（令和5年10月2日、令和5年10月18日、令和5年10月25日）について、その決定を取消し、対象情報の全部の開示を求めるというものである。（審査請求：令和5年10月31日）

(2) 審査請求の理由

審査請求書等における審査請求人の主張を要約すると、以下のとおりである。

ア 上書き処理というパソコン操作で、過去の一切の記録を抹消した行為は、林地台帳の保存年限「最低でも5年」を無視した不適切な事務処理である。年度別の林地台帳については、原則的にパソコン上データ記録が残されているはずであり、上書き処理

した期日やその理由も不明であるので、調査・確認することを求めたい。

イ 別海町は林地台帳の保存年限を無視している。保存年限については、林野庁森林整備部計画課が作成している「標準文書保存期間基準（保存期間表）」によると、林地台帳の整備に関する文書を5年、個人の権利義務の得喪においては処分日に係る特定日以後10年となっている。林地台帳の保存期間については、意向調査など調査票等は5年、林地台帳は10年である。

ウ 林地台帳及び林地台帳地図は、森林所有者を管理指導している市町村が作成すると定められている。森林法第191条の4によると、林地台帳の記載又は記載の修正もしくは抹消は、申請、届出、実地調査、事項等を把握するための調査により得られた新情報に基づいて行うものと定めている。ところが、別海町は修正や抹消に当たっての申請、届出、実地調査、新情報が「不存在」として全く明らかにしていない。修正や抹消において、理由もなく、さらに記載されている「登記簿上の現に所有者」の承諾・同意もなく、勝手に修正や抹消できるものではない。

エ 2022年の林地台帳や林地台帳地図、森林組合との金銭的やり取り等の書類について、全く不存在と処理されているが、事実関係として虚偽である。その理由は林地台帳の経緯と原因が分かる証拠となる書類が家に存在しているからである。

オ 開示請求した書類は、過去の歴史的な不適正事案に関係しているかもしれないので、別海町が歴史的な文書あるいはデータ情報として保存していると確信している。

カ 林地台帳の修正更新、保存の責任は別海町にある。林地台帳の名義が「勝手に無くなっていた」訳でない。少なくとも2022年度の林地台帳に名義があったことは事実である。林地台帳は、森林法第191条の4の規定によって、別海町が作成、修正、保存するため不存在（不開示）になることはない。

修正更新という処分の行政行為に至ったのか、判断過程がきちんと説明されていない。修正更新日や修正更新理由がわかる書類が不存在（不開示）になっている。

別海町の主張を裏付ける証拠となる書類が存在するはずである。森林の所有者を記載した年度別の林地台帳等が存在するにもかかわらず、不存在（不開示）にするのは不当かつ違法行為である。

キ 公文書の保存期間について、林地台帳の保存期間を設けず、「林地台帳の運用上問題がない」と弁明しているが、公文書管理法の5条1項「保存期間及び保存期間の満了する日の設定」、2016年の監査委員の改善要求「保存年限の記載」等に反している。

別海町でも、2016年（平成28年）度定期監査結果報告書によると、監査委員が簿冊台帳の保存期間について次のような検討・改善を求めている。

「簿冊台帳（別海町事務取扱規程第45条関係）が多くの部署で作成されていないことが確認された。また、保存年限満了に伴う文書の処分（第46条関係）に一部で編纂文書の分類、保存年限の記載がないものや決裁区分の誤りが認められた」と。

3 実施機関の説明要旨

弁明書等における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

- (1) 林地台帳における森林情報については、北海道と市町村間におけるクラウドで共有している情報のほか、市町村は、所有者からの修正申出に加え、届出及び自ら実施す

る調査により知り得た情報を基に台帳情報の更新並びに定期的な台帳情報の更新を行い、台帳情報の精度向上を図るものとされています。

このことから、今回の件については北海道において登記簿上の所有者の確認を行ったうえで適正な森林所有者に情報を修正したものと考えられます。

よって、林地台帳の掲載について不存在とした理由としては、現に情報公開請求時において林地台帳上に〇〇〇氏の情報がなくことから不存在としたところであり、審査請求人が求めるそのほかの資料についても町に存在しないことから不存在としたところです。

(2) 森林組合との金銭的なやり取り等の書類について、不存在と処理したことに対して、事実関係として虚偽であるとのことですが、証拠として添付されている書類は、森林組合と〇〇〇氏などとの間でやりとりを行った書類等であり、その書類が当時の上杉貞村長が森林組合の組合長を兼ねていたという理由だけで町に書類があるという主張について理解することが困難です。

(3) 林地台帳等については、森林整備に役立てる参考資料としての側面があり不確実な情報もあるため「林地台帳制度の運用について」でも「林地台帳の記載事項及び林地台帳が当該森林の土地の所有権の帰属や境界を確定するものではない。」と明文化されており、そのような運用がされています。このことから、実際に森林整備を行う際には、登記簿上等で所有者の確認を行うなど土地の所有権を侵害しないよう細心の注意を図りながら業務にあたっています。

本件についても、森林調査簿上の所有者に誤りがあったことが判明したため北海道にて森林所有者の修正を行ったものと考えられます。また、このことにより登記簿上の土地の所有者ではない審査請求人及び〇〇〇氏の既得権益を侵すものではないと考えており、森林所有者としての名義の保護についても現に森林所有者ではないため同様の見解となります。

(4) 林地台帳の保存年限について町は無視をしているとのことでしたが、現在は、紙ではなく電算で管理をしており、情報の更新についても適宜行っていることから林地台帳の運用上問題はないものと考えています。

4 審査会の判断

実施機関は、審査請求人からの個人情報の開示請求に対して、1の文書を不存在による不開示と決定した。

これに対し、審査請求人は処分の取消しを求めているが、実施機関は処分を妥当としていることから、以下とおり、本件対象個人情報の保有の有無について具体的に検討し、判断する。

(1) 林地台帳の更新について

ア 林地台帳は、市町村が森林法に基づく事務を適切かつ効率的に行うために活用したりするものであり、その有効活用のためには、土地の所有者からの届出のほか、登記情報や地籍調査結果を用いた更新等を行い、情報精度の維持・向上に努めることが求められている。(林地台帳及び地図運用マニュアル(令和2年12月林野庁))

イ 林地台帳は、町と北海道がそれぞれ保有する情報を共有することによって、効果的

に情報を更新し、精度を向上させることとしており、所有者の氏名及び住所の情報は、ネットワークを介してリアルタイムに共有されている。

林地台帳については、北海道が行う森林簿更新に連動し反映されており、この森林情報に対して町が土地に関する情報を更新し、町が管理することとして運用している。

なお、町と北海道の情報共有の運用ルールとしては、現在のところ更新日や更新理由の情報共有を必要としていない。

- ウ 林地台帳は、森林法（昭和26年法律第249号）において市町村が作成するものとされており、更新には都道府県の森林情報等、様々な情報の活用が求められている。（林地台帳制度の運用について（平成29年28林整計第395号林野庁長官））

このことから、北海道の森林情報の変更に伴い林地台帳を更新することは、町として台帳情報の精度向上に必要な対応と判断できる。

林地台帳のシステムの運用において、北海道の森林情報の変更があった場合に、変更理由等の内容の把握はできないものの、林地台帳を更新すること自体は、適切な対応であり、林地台帳の更新に伴い開示請求に係る情報が不存在になったとの実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、他に存在をうかがわせる特段の事情も見当たらないことから、不存在を理由として不開示とした決定は妥当である。

（2）保存期間の取扱いについて

- ア 町の文書の取扱いについては、別海町事務取扱規程（平成9年別海町訓令第2号）に基づき保存や処分を行うこととされており、森林関係の文書についても、当該規程により保存や処分が行われる。

ただし、ネットワーク上でリアルタイムのデータ管理を行っている林地台帳については、継続的に更新されるため保存期間を設定できない情報となっている。

- イ 林地台帳システムは、最新情報のみを管理するものであり、更新があった際の過去情報を保存する機能はない。

なお、森林情報の更新の根拠となる資料を町が持っていた場合は、別海町事務取扱規程に基づき当該資料の保存や処分を行うが、北海道が行う森林簿更新に連動して林地台帳を更新した場合は、根拠となる資料が町には存在しない。

- ウ 林地台帳は、情報の変更等に対応し、随時更新するものであり、文書として固定されないため、期間を設定しての保存や処分は行えないものであることから、町の林地台帳の管理方法は、適切に行われていると判断する。

このことから、林地台帳を更新したことにより開示請求に係る情報が不存在になったとの実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、ほかに存在をうかがわせる特段の事情も見当たらないことから、不存在を理由として不開示とした決定は妥当である。

（3）文書の保管状況について

- ア 町の文書は、別海町事務取扱規程に基づき書類庫で保管するので、森林関係の過去の書類も同様に保管されることから、審査会事務局職員に執務室内、パソコンのフォルダ内も含めて本件対象文書を探索させたところ、その存在は確認できなかった。

- イ このことから、本件対象文書が存在であるとの実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、ほかに存在をうかがわせる特段の事情も見当たらないことから、

不存在を理由として不開示とした決定は妥当である。

(4) 以上の(1)から(3)により1の結論のとおり判断した。

なお、審査請求人のその他の主張については、当審査会で審議する事項の対象外であることから、いずれも採用することはできない。

5 付言

(1) 林地台帳のシステムにおいて、北海道の森林情報の変更に伴い情報を更新することは適切な対応と判断するが、森林法第191条の4では、林地台帳の作成等は市町村が行うと定められていることから、その変更理由等を把握できない現在の運用については検討が必要と考える。

(2) 林地台帳等は参考資料であり、正確な情報とするのは難しいとのことであるが、関係する町民の混乱を招く要因となる可能性があるため、北海道と町が精度の向上に努める必要があると考える。

また、当該情報に不正確な部分があることが、関係する町民へ明確に伝わるよう適切な対応も望まれる。

6 審査会の審議経過

当審査会は、本件審査請求について、以下のとおり調査審議を行った。

令和5年12月11日 諮問書の受理

12月26日 審議（第1回審査会）

令和6年 2月 6日 口頭意見陳述（審査請求人、執行機関）

審議（第2回審査会）

2月27日 審議（第3回審査会）

3月21日 答申

別海町情報公開・個人情報保護審査会

委員 登藤和哉

宮部正好

遠藤博文

山内千佳

川村憲司